

# 番号制度開始に伴うお願い

平成28年1月1日から番号制度が導入されたことを受け、障害福祉に係る以下の手続きについて、番号確認書類及び身元確認書類の提示が義務付けられました。申請等を行う際に、下記の確認書類をご持参ください。

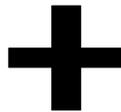
○確認書類の提示が必要な手続き

- \* 障害者手帳申請
- \* 自立支援医療（育成・更生・精神通院）申請
- \* 補装具費給付申請
- \* 特別児童扶養手当
- \* 障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当
- \* 障害者自立支援・障害児通所給付費申請（障害福祉サービス）
- \* 障害者地域生活支援給付申請  
（地域活動支援センター事業・日中一時支援事業・移動支援事業）

記

【番号確認のための書類】 ※どれか1点をご準備ください

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・  
住民票記載事項証明書



【身元確認のための書類】

(1) いずれか1点で身元確認書類として良い書類

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 等

(2) いずれか2点で身元確認書類として良い書類

公的医療保険の被保険者証（国保・社保等）、児童扶養手当証書

特別児童扶養手当証書、年金手帳、公共料金の領収書、納税証明書

母子健康手帳、納税通知書、各種医療受給者証（カク福等）

介護保険被保険者証、診察券 等で氏名・住所又は氏名・生年月日が記載されたもの

※いずれも提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6ヶ月以内のものに限る。